

## 往療行程表について

療養費(はり・きゅう、あん摩マッサージ)の施術に係る往療料を支給する際、その往療行程が不明であると往療距離などの確認に支障があるため、往療料が計上されている療養費支給申請書(はり・きゅう、あん摩・マッサージ)については往療行程表またはそれに準じる書類の添付を必要とします。(それぞれのケースにより、以下の必須項目を満たしていれば様式は問いません。下記の参考様式をそのまま使用することもできます。)

### 1.往療行程表の必須科目

- 往療年月
- 往療日
- 療養を受けた者の氏名、往療順位
- 往療先住所
- 往療距離
- 施術者氏名

### 2.同日に複数の患家へ往療する際、途中でいったん施術所へ戻りそこを起点とする往療を含む月の往療行程表の必須項目

- 上記1.に同じ
- 施術所の出発時間及び施術所への到着時間
- 患家への到着時間及び次点への出発時間
- 患家間で連続しての施術が行えなかった理由

# 往 療 行 程 表

(平成25年10月分)

日	曜日	療 養 を 受 け た 者 の 氏 名 等			
		往 療 先 住 所 ( 往 療 距 離 )			
		施 術 時 間 ※患家への到着時間~次点への出発時間			
1	火	施術所 → ① 田中一郎 → ② 山下花子 → 施術所 → ③ 桜島太郎	山下町11-1 (2.5Km) 城西2-1-3 (2.5Km) 玉里団地3-3-2 山下町11-1 (7Km) 伊敷1-2-23	8:30 9:00~9:30 10:00~10:40 11:00⇒13:00 13:30~14:10	
		→ 施術所 → ④ 山田次郎 →	山下町11-1 (5Km) 宇宿3-2-1	14:30⇒18:00 18:40~19:30	
2	水	→ → → →			
3	木	→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			
		→ → → →			

患家間で連続しての施術が行えなかった理由 (例: 10/1・10/2→施術所において施術、10/3→書類作成のため等)

施術者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合にのみ支給できます。介助なく独自歩行での外出・通院等の事実が確認できた場合は返納していただくことがあります。



